

平成30年度 診療所事業収支決算

平成30年4月1日～平成31年3月31日

(収入)	予算額	決算額	
大塚診療所収入	7,802,414	6,042,424	
寄付金	4,000,000	81,360	
預金利息		9	
診療所収入計 (A)	11,802,414	6,123,793	

(支出)	予算額	決算額	
診療報酬費	6,241,920	4,602,225	
給与手当費	2,108,000	1,667,332	
旅費交通費	600,000	485,230	
通信費	150,000	126,269	
賃借料	1,400,000	1,441,279	
保険料	300,000	305,030	
保守料	300,000	274,914	
消耗品費	50,000	132,082	
租税公課	70,000	70,000	
検査料	50,000	315,607	
会議費	300,000	162,830	
支払手数料	100,000	108,000	
雑費	0	104,477	
診療所事業費計 (B)	11,669,920	9,795,275	

固定資産取得支出	0	0	
支出合計	14,389,920	9,795,275	

減価償却費 (C)	620,000	617,725	
-----------	---------	---------	--

損益 (A) - (B) - (C)	-487,506	-4,289,207	
--------------------	----------	------------	--

⑤ 欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書

事業年度	平成30. 4. 1 平成31. 3.31	法人名	一般社団法人 日本筋ジストロフィー協会
------	--------------------------	-----	---------------------

別表七(一)

控除前所得金額 (別表四「39の①」) - (別表七(二)「9」 又は「21」)		△4,219,207		所得金額控除限度額 (1) × $\frac{100}{100}$	2	円
事業年度	区分	控除未済欠損金額	当期控除額 当該事業年度の(3)と(2)- 当該事業年度前の(4)の合計額 のうち少ない金額	翌期繰越額 (3)-(4)又は(別表七(三)「15」)		
		3	4	5		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	円		円		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			円		
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失					
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失					
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失					
平成25.12.1 平成26. 3.31	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	1,848,137		1,848,137		
平成26. 4. 1 平成27. 3.31	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	207,636		207,636		
平成27. 4. 1 平成28. 3.31	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	1,852,051		1,852,051		
平成28. 4. 1 平成29. 3.31	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	3,421,701		3,421,701		
平成29. 4. 1 平成30. 3.31	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	4,104,633		4,104,633		
計		11,434,158		11,434,158		
当期 分	欠損金額 (別表四「49の①」)	4,219,207	欠損金の繰戻し額	円		
	災害損失金					
	青色欠損金	4,219,207		4,219,207		
合計				15,653,365		
災害により生じた損失の額の計算						
災害の種類			災害のやんだ日又は やむを得ない事情のやんだ日	・		
災害を受けた資産の別		棚卸資産	固定資産 (固定資産に準ずる繰延資産を含む。)	計 ① + ②		
		①	②	③		
当期の欠損金額 (別表四「49の①」)		6		円		
被災 に損 よ失 りの 生額	資産の滅失等により生じた損失の額	7	円	円		
	被害資産の原状回復のための費用等に 係る損失の額	8				
	被害の拡大又は発生の防止のための費 用に係る損失の額	9				
計 (7)+(8)+(9)		10				
保険金又は損害賠償金等の額		11				
差引災害により生じた損失の額 (10)-(11)		12				
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの 対象となる災害損失金額		13				
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額		14				
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額 (6の③)と(13の③)-(14の③)のうち少ない金額		15				
繰越控除の対象となる損失の額 (6の③)と(12の③)-(14の③)のうち少ない金額		16				

平三十・四・一以後終了事業年度分